

## 役員選挙規則

### 第1章 総則（目的）

#### 第1条

本規則は一般社団法人日本カイロプラクターズ協会定款第23条（3）および細則第23条に基づき、役員選挙に関する事項を定める。

#### 第2条

役員選挙は、会長、監事各1名について行う選挙をいう。

### 第2章 選挙管理委員会

#### 第3条（選挙の事務および管理）

役員選挙の事務および管理は選挙管理委員会（以下「委員会」という）が行う。

#### 第4条（設置）

会長は選挙を中立公正に執行管理するために、全体委員長会及び常務委員会から独立した機関として選挙管理委員会を設置する。

#### 第5条（構成）

委員会は3名で構成し、会長が任命する。委員長は事務局長が兼務し、委員会を代表しその事務を総理する。その他の委員は正会員とする。

#### 第6条（禁止事項）

委員会は立候補または候補者推薦を行うことはできない。

#### 第7条（任期）

委員会の任期は、役員選挙の行われる年度総会の告示日（総会2ヶ月前）から全ての役員の選任をもって終了する。

#### 第8条（職務）

委員会の職務は、役員選挙の案内、立候補者の受付、立候補者名簿の作成、選挙人名簿の作成、被選挙人、推薦人および選挙人の資格審査（在籍年数、他カイロ団体役員の確認、会費納入、倫理規定、推薦人数）、選挙用品の準備（立候補届け出書、推薦書、投票用紙）、立候補者紹介広報、選挙作業、集計作業、結果報告、記録保管手続きなど。その他、選挙に関わる一切の諸事。

#### 第9条（案内内容）

告示内容（立候補の受付方法）は以下の内容とする。総会2ヶ月前に行う。受付締め切り後（総会1ヶ月前）に立候補者の紹介などの資料は機関紙で広報する。各役員名、選挙日、受付期間、選挙方法、申込方法など。

会員有権者に対しては、機関紙で立候補者を紹介すると同時に投票用紙を郵送する。総会に間に合うように投票締切日を明示する。

#### 第10条（事務処理委託）

選挙管理委員会は委員長を介して事務局に委員会の事務処理を依頼することができる。

#### 第11条（選挙資料の保存）

選挙に関する全ての書類は、1年保存するものとし、事務局に保管を依頼する。

### 第3章 役員選挙

#### 第12条

役員選挙に当たっては立候補者および選挙人は、本会の社会的使命を自覚し、伝統と名誉を損なうことのないよう、その品位と節度を堅持しなければならない。

#### 第13条（選挙の方法）

会長、監事それぞれ各1名の各役職において、立候補者が2名以上の場合、その部分において選挙を行う。選挙の方法は（1）郵送による無記名直接投票（2）総会会場における記名投票（委任状を計算するため）（3）総会における挙手（委任状も含む）の何れか。

立候補者が1名の部分においては、総会において信任を問う（出席者の挙手による。出席者と委任状で全会員数の2分の1以上必要）。過半数に満たない場合は郵送による無記名直接投票を行う。

#### 第14条（役員改選告示）

会長は総会の招集（開催2ヶ月前）と同時に役員改選についての告示も指示する。

#### 第15条（受付期間）

受付期間は役員改選告示の日から総会開催1ヶ月前までとする。

#### 第16条（受付方法）

立候補の受付方法は選挙管理委員会の案内に従うものとする。

立候補届け出書（書式）、正会員7名以上の推薦書（書式）、所信表明書（会長のみ）等の書類を添えて選挙管理委員長に届け出るものとする。

#### 第17条（立候補者資格）

立候補者は次の条件を満たしている必要がある。

- (1) 在籍3年以上の正会員
- (2) 告示日現在に会費が納入されていること
- (3) 正会員7名以上の推薦を得ていること
- (4) 他カイロプラクティック団体の役員でないこと（全体委員長会承認団体は例外）
- (5) 定款第22条（1）に従い全体委員長会が推薦する者に対しては例外規定を設ける。

#### 第 18 条（推薦人資格）

推薦人は次の条件を満たしている必要がある。

- (1) 在籍 3 年以上の正会員
- (2) 告示日現在に会費が納入されていること
- (3) 他カイロプラクティック団体の役員でないこと（例外規定は同上）

#### 第 19 条（選挙人資格）

選挙人は次の条件を満たしている必要がある。

- (1) 正会員
- (2) 告示日現在に会費が納入されていること

#### 第 20 条（重複登録の禁止）

同じ選挙において、会長、監事候補者として重複して立候補することはできない。

#### 第 21 条（当選の無効・欠員対策）

当選者が被選挙者の資格を欠くに至った場合、またはやむを得ない事情により辞退を申し出た場合は、当選を無効とし、その役職についてのみ再選挙を行う。再選挙の方法については旧役員会と選挙管理委員会の協議によって決定する。

#### 第 22 条

投票選挙や総会における信任挙手において過半数に達しなかった場合、再度その役職においてのみ同一候補者に対して郵送による信任投票を行う。

#### 第 23 条（開票の立会い）

投票用紙の開票および集計に際しては、立候補者本人かあるいは推薦人の代表者 1 名に限り立ち会うことができる。

#### 第 24 条（無効投票）

総会においても郵送においても、投票による場合、以下の投票を無効とする。

- (1) 定められた投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名または他事を記載したもの
- (3) 氏名の確認し難いもの

#### 第 25 条（立候補届出書書式）

立候補届出書は次の内容が記載され、専用紙を使用するものとする。

立候補者本人氏名、生年月日、住所、電話、カイロプラクティック最終学歴、所信表明（会長のみ）、所属団体（役職名）、捺印、推薦者氏名、写真、立候補した役職名。

#### 第 26 条（推薦書書式）

推薦書は次の内容が記載され、専用紙を使用するものとする。

立候補者氏名、推薦者本人氏名、住所、電話、カイロプラクティック最終学歴、推薦理由、所属団体、捺印。

#### 第 27 条（投票用紙書式）

投票用紙は会長、監事を単記投票できる専用紙を使用する。

#### 第4章 規則の改廃

##### 第28条

本規則は全体委員長会の議決を経て、総会の承認を得なければ改廃できない。

#### 第5章 附則

- ・ 本規則は、平成22年6月21日から施行する。